

市立函館病院 S P D 業務および診療材料等 一括調達業務プロポーザル募集要項

1 病院概要

(1) 市立函館病院

ア 許可病床数 648 床

(ア) 一般病床 582 床

(イ) 結核病床 10 床

(ウ) 精神病床 50 床

(エ) 感染症病床 6 床

イ 診療科

(ア) 30 科

ウ 入院患者数 (R4 実績数)

(ア) 一日平均患者数 445.7 人/日

(イ) 年間患者数 162,690 人

エ 外来患者数 (R4 実績数)

(ア) 一日平均患者数 1,088.2 人/日

(イ) 年間患者数 264,444 人

オ 手術件数 (R4 実績数)

(ア) 年間手術件数 2,927 件

カ 診療材料等一括調達取扱件数 (R4 実績数)

(ア) 医薬品 (試薬含む)

a 品目数 2,182 品目

b 購入金額 3,320 百万円

(イ) 診療材料

a 品目数 5,744 品目

b 購入金額 2,378 百万円

キ 物品管理対象品目 (R4 実績数)

(ア) 医療材料 (検査材料, 診療用具含む) 約 5,800 品目

(イ) 日用品・事務用品 約 120 品目

(ウ) 印刷物 約 40 品目

ク 滅菌管理対象件数（R4実績数）

(ア) 高压蒸気滅菌（AC）	3,931 件
(イ) 低温プラズマ滅菌	571 件
(ウ) エチレンオキシドガス滅菌（EOG）	247 件

(2) 市立函館恵山病院

ア 許可病床数 60 床

(ア) 療養病床 60 床

イ 診療科

(ア) 4 科

ウ 入院患者数（R4実績数）

(ア) 年間患者数 11,187 人

エ 外来患者数（R4実績数）

(ア) 年間患者数 11,790 人

オ 診療材料等一括調達取扱件数（R4実績数）

(ア) 医薬品（試薬含む）

a 品目数 324 品目

b 購入金額 21 百万円

(イ) 診療材料

a 品目数 271 品目

b 購入金額 19 百万円

(3) 市立函館南茅部病院

ア 許可病床数 59 床

(ア) 一般病床 37 床

(イ) 療養病床 22 床

イ 診療科

(ア) 4 科

ウ 入院患者数（R4実績数）

(ア) 年間患者数 9,619 人

エ 外来患者数（R4実績数）

(ア) 年間患者数 15,843 人

オ 診療材料等一括調達取扱件数（R4実績数）

- (ア) 医薬品（試薬含む）
 - a 品目数 509品目
 - b 購入金額 32百万円
- (イ) 診療材料
 - a 品目数 266品目
 - b 購入金額 11百万円

2 業務概要

(1) 業務名

市立函館病院 S P D 業務および診療材料等一括調達業務

(2) 目的

市立函館病院で使用する医療材料（用具）、日用品、事務用品、薬品、滅菌物、ME機器、ベッド・リネン類等の供給、保管等について一元管理し、効率的な院内物流管理を図るとともに、函館市病院局で使用する診療材料、医薬品および検査試薬（以下「診療材料等」という。）の調達から支払いまでの管理を一元化することで、診療材料等の購入費の削減と購買管理の効率化を図り、病院経営の健全化に資することを目的とする。

(3) 履行場所

ア 市立函館病院 S P D 業務

(ア) 市立函館病院（函館市港町1丁目10番1号）

イ 診療材料等一括調達業務

(ア) 市立函館病院（函館市港町1丁目10番1号）

(イ) 市立函館恵山病院（函館市日ノ浜町15番地1）

(ウ) 市立函館南茅部病院（函館市安浦町92番地）

(4) 業務内容

ア 市立函館病院 S P D 業務

(ア) 物品管理室業務

(イ) 薬品管理室業務

(ウ) 中央滅菌管理室業務

(エ) ME機器管理室業務

(オ) ベッド管理室業務

(カ) リネン管理室業務

イ 診療材料等一括調達業務

(ア) 函館市病院局が使用する診療材料等の調達から支払いまでの一括管理

(イ) 経営改善のための提案および支援業務

※各業務の詳細については、「仕様書」および「業務処理要領」を参照のこと。

(5) 契約期間

ア 準備期間：契約締結日から令和6年9月30日まで

イ 履行期間：令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

(6) 提案上限額

委託料（月額） 16,200千円

オンコール作業費用（1時間当たり） 2,200円

※上記金額には、消費税および地方消費税は含まないものとする。

また、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

(7) 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

3 参加資格

(1) 単体企業として参加しようとする者は、(ア)から(コ)までのすべての要件を満たしていること。

(2) 共同企業体として参加しようとする者は、次の要件を満たしていること。

ア (ア)から(オ)に掲げる要件のすべてを満たす構成員により自主的に結成されたものであること。

イ 構成員のいずれかが、(カ)から(コ)に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 令和5・6年度における函館市競争入札参加資格者として当該業務に関連する業種に登録されていること。

(イ) 本市に本店または支店、営業所等を有していること。

- (ウ) 函館市病院局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成27年7月1日施行）による指名停止を，本プロポーザルに係る参加申込書の提出の際現に受けていないこと。
 - (エ) 函館市病院局暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を，本プロポーザルに係る参加申込書の提出の際現に受けていないこと。
 - (オ) 本プロポーザルに参加する時点において，会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状況が著しく不健全である者でないこと。
 - (カ) 許可病床数300床以上の国公立病院において，SPD業務の請負契約を継続して3年以上履行している実績があること。
 - (キ) 許可病床数300床以上の国公立病院において，診療材料の調達業務の請負契約を継続して3年以上履行している実績があること。
 - (ク) 許可病床数300床以上の国公立病院において，薬品（検査試薬含む。）の調達業務の請負契約を継続して3年以上履行している実績があること。
 - (ケ) 診療材料等の調達価格について，全国的なベンチマーク等を活用し，適正価格の分析が可能であること。
 - (コ) 当該業務を行うための法律上必要となる次の許可を有していること。
 - a 医薬品販売業許可
 - b 高度管理医療機器等販売業許可
 - c 毒物劇物一般販売業登録
- (3) 共同企業体の構成員は，単体企業または他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

4 参加資格の認定申請等

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、参加資格に必要な書類を添付したプロポーザル参加申込書により次に定めるところにより、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

ア 申請期間 令和6年2月13日から令和6年3月1日まで

イ 受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 必要書類

(ア) 参加申込書(様式第1-1号)

(イ) 構成員調書(様式第1-2号)※共同企業体で参加する場合

(ウ) 協定書(様式第1-3号)※共同企業体で参加する場合

(エ) 誓約書(様式第2号)

(オ) 類似業務受託実績調書(様式第3号)

(カ) 当該業務を行うための法律上必要となる許可の写し

エ 提出方法 持参により提出すること。

オ 提出先 函館市港町1丁目10番1号 函館市病院局管理部
経理課調度係（電話番号 0138-43-2000）

カ 提出部数 各1部

(2) 審査結果は、令和6年3月8日までに書面により通知する。

(3) 前号により参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）の日数は参入しない。）以内に、資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

5 本プロポーザル参加資格の取消し

(1) 本プロポーザル参加資格を認められた者（以下「参加資格者」という。）が次のいずれかに該当することとなったときは、当該者に係るプロポーザル参加資格を取り消し、その旨を書面により当該者に通知する。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められるとき。
- イ 提出された申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- ウ 函館市病院局競争入札参加有資格者指名停止措置要綱による指名の停止を受けたとき。
- エ 函館市病院局暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けたとき。

6 仕様書等の閲覧等

- (1) 本プロポーザルに係る仕様書等は、次に定めるところにより閲覧することができる。
 - ア 閲覧場所 函館市病院局管理部経理課調度係
 - イ 閲覧期間 令和6年2月13日から令和6年2月29日まで
- (2) 前号に定めるもののほか、仕様書等は閲覧期間中、電子データにより函館市病院局ホームページに掲載する。
- (3) 前号に定める仕様書等を閲覧しようとする場合に必要な電子データのパスワードは、函館市病院局管理部経理課調度係執務室内に掲示する。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、質問書（様式第6号）を提出することにより、仕様書等の内容について説明を求めることができる。
 - ア 提出期間 令和6年2月13日から令和6年2月27日まで
 - イ 提出先 函館市病院局管理部経理課調度係
 - ウ 提出方法 電子メールまたは持参により提出すること。
- (5) 前号の説明は、プロポーザル前日まで閲覧場所および函館市病院局ホームページにおいて閲覧に供する。

7 業務提案書等の提出期限等

- (1) 提出書類
 - ア 業務提案書（表紙）（様式第7号）

イ 業務提案見積書（様式第 8 - 1 号）

ウ 提案見積金額にかかる積算内訳書（様式第 8 - 2 号）

エ 業務提案書（様式自由）

(2) 提出方法 持参による。

(3) 作成方法

ア 提出書類は A 4 版，縦長，横書き左綴じ（両面印刷，片面印刷どちらでも可。）とし A 3 版のものは A 4 版サイズ折とすること。記載する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし，書体は任意とする。

イ 業務提案書は 30 頁以内にまとめ，別紙「評価基準」の内訳に沿って作成することとし，すべての項目について業務提案書に盛り込むこと。

ウ 業務提案書等に記載した内容は，見積金額で実現できるものとみなすので，別途費用が必要な内容は記載しないこと。

(4) 提出期限 令和 6 年 3 月 15 日

(5) 提出先 函館市病院局管理部経理課調度係

(6) 受付時間 休日を除く，午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(7) 提出部数 計 6 部（正本 1 部 副本 5 部）

8 参加辞退

(1) 参加申込書等の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は，第 4 項第 1 号に掲げる申請期限の前日までにプロポーザル参加辞退届（様式第 9 号）を持参しなければならない。

(2) 参加資格者が，前項で定める提出書類を期限までに提出されなかったときも，参加を辞退したものとする。

9 業務提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施時期 令和 6 年 3 月 22 日（予定）

(2) 実施場所 実施場所および実施時間等については別途指示するものとする。

- (3) 実施方法 対面による質疑応答形式
- (4) 業務提案書等に関するヒアリングは、評価基準に示す評価項目のうち、次に掲げる評価項目について実施するものである。
- ア 評価項目1「会社概要」
 - イ 評価項目2「人員体制」
 - ウ 評価項目3「業務全般」
 - エ 評価項目4「物品管理業務」
 - オ 評価項目5「中央滅菌管理業務」
 - カ 評価項目6「薬品・ME・ベッド・リネン管理業務」
 - キ 評価項目7「経営支援」
 - ク 評価項目8「災害等緊急時の対応」
 - ケ 評価項目9「自由提案」
- (5) 1社あたりの説明時間は40分とする。(プレゼンテーション20分、質疑応答20分)
- (6) プレゼンテーション等への参加人数は、1社あたり3名以内とする。
- (7) ヒアリング時の説明に際しては、提出した業務提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (8) ヒアリングにおいて、説明に必要な機材等はプロポーザル参加者が準備すること。なお、プロジェクターおよびスクリーンは、ヒアリング会場に用意してあるものを使用できる。
- (9) プレゼンテーションの順番は業務提案書等の受付順とする。
- (10) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルの参加資格を無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等管理者がやむを得ないと認める理由により欠席した場合は、プロポーザル手続きに支障のない範囲内で、再度管理者が指定した日時においてヒアリングを行うものとする。

10 審査の方法等

- (1) 業務提案内容の審査については、函館市病院局が設置する「市立函館病院SPD業務および診療材料等一括調達業務委託業者選定委員会」において行う。

(2) 審査の基準

ア 業務提案書等およびヒアリングを基に審査を行う。

イ 別紙「評価基準」によるものとする。

ウ 見積価格に対する得点の算出方法は次のとおりとする。

価格評価点 = (最低見積価格 / 提出者の見積価格) × 配点

なお、得点は、小数点以下を四捨五入した数値とする。

エ 評価点における最低基準点の算出は次のとおりとする。

最低基準点 = (選定委員の人数 × 300 (満点数)) × 60%

(3) 審査の方法

業務提案書等およびヒアリングを基に審査し、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者（以下「契約候補者」という。）と次点の者（以下「次点候補者」という。）を決定する。ただし、最高得点者が2者以上ある場合は、見積価格の低い方を契約候補者とし、見積価格も同額である場合は、選定委員の合議により契約候補者を定めるものとする。また、審査の結果、評価点が最低基準点を下回った提案者については、契約候補者または次点候補者として選定しないものとする。

(4) 契約候補者とは、当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

契約候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、函館市病院局が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うこととする。その場合、次点候補者に対しては、「次点候補者との協議開始通知書」（様式第13号）により通知する。

11 審査結果

(1) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後、速やかにすべての参加者に通知することとし、契約候補者に選定した参加者に対しては「契約候補者決定通知書」（様式第10号）、次点候補者に選定した参加者に対しては

「次点候補者決定通知書」(様式第11号), また, 契約候補者等に選定されなかった参加者に対しては「契約候補者非決定通知書」(様式第12号)により通知する。

なお, 審査結果に関する問い合わせおよび異議申立ては, 一切受け付けない。

(2) 審査結果の公表

業務提案者への審査結果通知後, 函館市病院局ホームページにおいて, 次の事項を公表する。

- ・全業務提案者名
- ・契約候補者名
- ・全業務提案者の評価点合計

※契約候補者以外の業務提案者名は表示しない。

業務提案者が2者の場合, 2位の者の評価点合計は表示しない。

- ・契約候補者の評価点内訳

12 その他の留意事項

(1) 契約保証金

契約保証金は, 函館市病院局契約規程(平成18年病院局規程第23号)第28条第2項の規程により, その全額を免除とする。

(2) 書類の配付等

プロポーザルの実施に伴う参加申込書その他すべての書類の配付は, 函館市病院局ホームページからダウンロードする方法によるものとする。

(3) 提出書類等に関する事項

ア 提出された認定申請等および業務提案書等(以下「提出書類等」という。)は, 変更または取り消しを行うことはできない。

イ 提出書類等の作成および提出ならびにヒアリングに係る費用は, 提出者の負担とする。

ウ 提出書類等は, 返却しない。なお, 函館市情報公開条例(平成13年3月28日条例第7号)の規定により, 開示する場合がある。

13 担当部署

〒041-8680

北海道函館市港町1丁目10番1号

函館市病院局 管理部経理課調度係

担当 藤森・武田

電話 0138-43-2000 (内線4227)

FAX 0138-43-4434

電子メール chodo@hospital.hakodate.hokkaido.jp